

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、個人住民税賦課に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年11月13日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

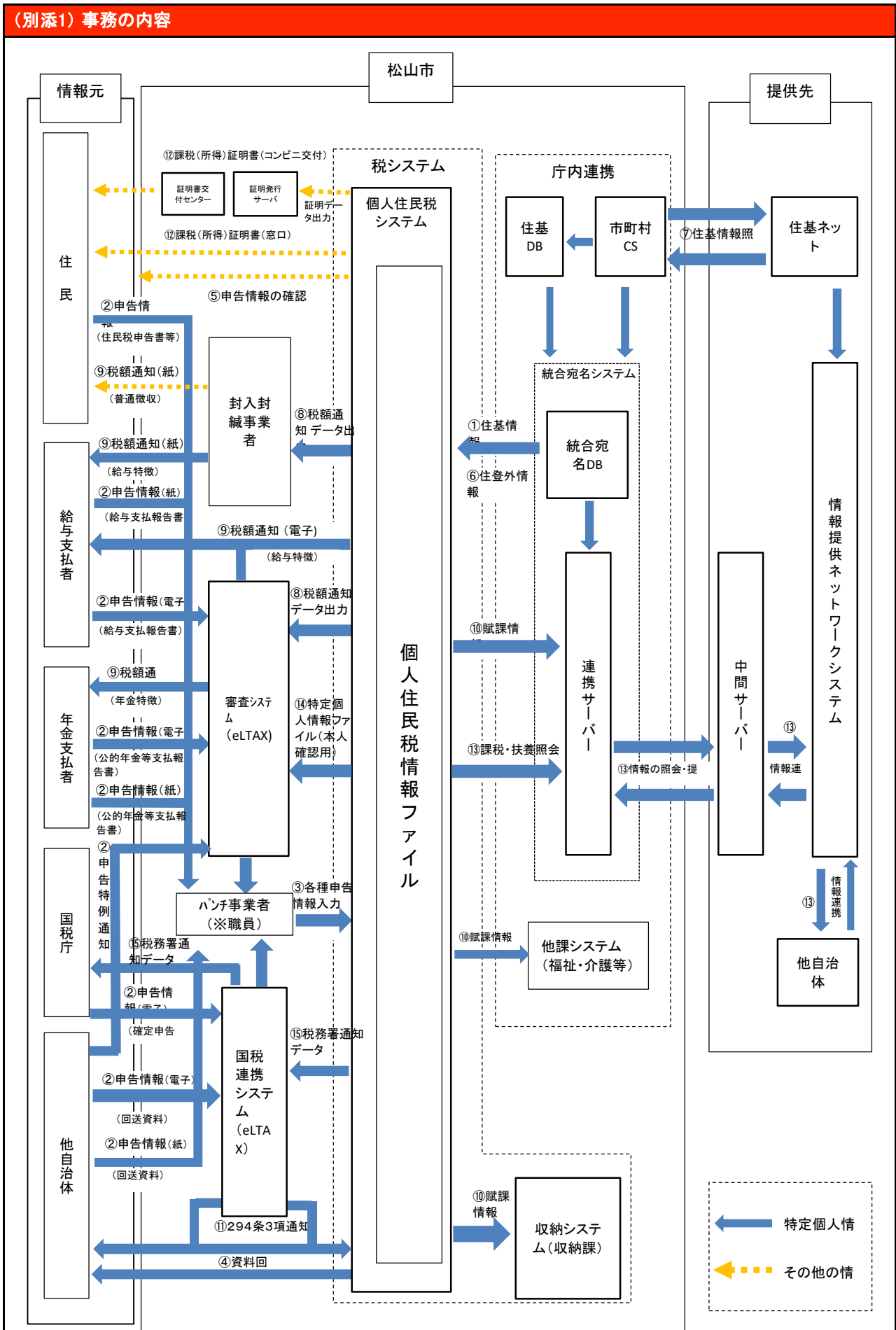
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の内容 ※	<p>松山市の個人住民税賦課業務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>1. 課税準備事務 (1) 個人世帯状況の整理 賦課期日(1月1日現在)時点の住民登録者、前年中の転出者、前年中の死亡者などを、統合宛名システムより賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2) 住民税申告書提出依頼の発送 住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、松山市で申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>2. 課税資料受付 (1) 給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特別徴収事業所(以下「特徴事業所」という。)から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ・内容チェック(特徴事業所の有無や、所得、控除内容等)を行い、不備がある場合は、再提出依頼を行う。 ・氏名、生年月日等に基づいて個人の特定を行う。 (2) 住民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料せんの受領(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書等を受け付ける。 ・内容チェック(所得、控除内容等)を行い、必要があれば修正を行う。 ・氏名、生年月日等に基づいて個人の特定を行う。 (3) 公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者から提出された公的年金等支払報告書を受け付ける。 ・内容チェック(所得、控除内容等)を行い、不備がある場合は、再提出依頼を行う。 ・氏名、生年月日等に基づいて個人の特定を行う。 (4) 他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>3. 賦課決定事務 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料を突合せ賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人及び特徴事業所へ税額の通知をする。 (1) 課税資料の併合(重複資料のチェック) 松山市では提出された課税資料について個人単位にとりまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行い、適正な課税決定ができるように取りまとめる。 (2) 納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>4. 賦課更正事務 賦課決定通知後に松山市による調査事項や、本人及び事業所等からの申告内容の修正、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 (1) 更正決定通知 更正を行った後に特徴事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>5. 調査事務 (1) 扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。松山市で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合は賦課内容の更正を行う。 ※配偶者及び扶養親族が松山市以外に居住の場合は、居住地の自治体に扶養照会を行う。 (2) 税務署通知 松山市が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、松山市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>6. 課税(所得)証明書の発行 賦課情報に基づき、申請に応じて課税(所得)証明書を発行する。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報全てを保有・管理するものである。</p> <p>①課税対象者の保守管理 ②賦課決定及び賦課更正処理 ③税務調査等の調査対象者の抽出 ④被扶養者等の情報管理 ⑤税額通知及び課税(所得)証明書等の帳票発行</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (課税原票管理システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能</p> <p>②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>③中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</p> <p>④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	<p>①個人住民税システムから課税資料の電子データを受取り、課税資料をイメージ化する機能</p> <p>②課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する機能</p> <p>③アノテーション機能: イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データの送付が国から地方団体へ開始された。</p> <p>・国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</p> <p>・国税連携システムには、</p> <p>①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等を国税庁に送付する。</p> <p>②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。</p> <p>③地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて住登外課税通知データ等を他の地方団体との間で送付及び受領する。</p> <p>等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携支援システム
②システムの機能	<p>①国税連携システムから取得した確定申告書データ(e-Taxの国税連携データ)を取込み、個人住民税システム用にデータ変換を行う。</p> <p>②資料番号を採番する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・地方税ポータルシステム「eLTAX」は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に旧地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムであり、対象税目を順次追加している。</p> <p>・このシステムでは、個人住民税等の申告、法定調書の提出、各種申請届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>・松山市にeLTAXで申告された給与支払報告書等データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システムが受領する。</p> <p>・審査システムには、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得者及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する等の機能がある。</p> <p>・松山市は、eLTAXで申告された給与支払報告書等データの本人確認用のため、蓄積している特定個人情報ファイルを審査システム(eLTAX)を通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送付する。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他の地方団体との間で送付及び受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>○番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4、第60条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市 理財部 市民税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①各種住民情報を統合宛名DB経由で取得する。
- ②住民、給与支払者、年金支払者、国税庁、他自治体により、各種申告書情報等を取得する。
- ③取得した各種申告書情報をパンチ事業者、又は職員により個人住民税システムへ登録する。
※当初賦課(課税)決定後は職員が登録する。
- ④松山市の課税対象でない場合には、他自治体に資料を回送する。
- ⑤申告情報に該当する課税対象者が存在しない場合や、申告情報の確認のため情報元へ調査を行う。
- ⑥情報元への調査により住民登録が無く、松山市(賦課期日住所)の住所で課税となる(住登外課税)者は、統合宛名DBより個人番号を取得するとともに課税対象者として登録する。
- ⑦松山市に住民登録がない者の住基情報を住基ネットCSで取得する。
- ⑧課税額決定後、税額通知データを出力し、封入封緘事業者へ提供するとともに、審査システム(eLTAX)に送信する。(封入封緘事業者へ提供する税額通知データは課税年度によっては特定個人情報ではない。)
- ⑨住民、給与支払者及び年金支払者へ税額通知を行う。
- ⑩決定・通知された賦課情報を連携サーバー、他課システム等へ連携(移転または提供)する。
- ⑪松山市で住登外課税した場合、住民登録のある自治体へ地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。(平成29年度課税分からはeLTAXでの送受信も行う。)
- ⑫納税者義務者からの請求に応じ課税(所得)証明書を発行する。(平成30年10月1日からコンビニ交付(交付制限あり)開始)
- ⑬必要に応じ他自治体へ課税・扶養照会を実施する。(情報の照会・提供)
- ⑭松山市において蓄積している個人情報ファイル(本人確認用)を審査システム(eLTAX)に格納する。
- ⑮税務署通知データを、国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁へ送付する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日現在(1月1日)に、松山市に住民登録がある者及び住民登録は無いが居住実態がある者及び被扶養者。また、松山市に給与支払報告書を提出する個人事業主
その必要性	個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 識別情報 (対象者を特定するために記録) ○ 連絡先情報 (対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録) ○ 業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ② 地方税関係情報 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ③ 生活保護関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ④ 年金関係情報 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	松山市 理財部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活福祉総務課、市民課、介護保険課、国保・年金課、高齢福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方公共団体情報システム機構、他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住基CS、eLTAX)
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書の受け付けごと(毎年1月～4月頃にかけて複数回入手、随時受付もあり) ・納税管理人申告書(随時) ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(随時) <p>【庁内連携により入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の個人番号については、住基システムで異動した際に連携し入手する。 ・年金特徴の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータを毎月入手する。(※) <p>(※)個人番号は含まれないが、個人住民税システムにおいて宛名番号と紐つけて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。</p> <p>【eLTAXより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書 随時 ・公的年金等支払報告書 随時 ・確定申告書、更正の請求、修正申告書 随時 ・法定資料(報酬、配当など) 5月 ・年金特別徴収税額通知の処理結果通知 9月 ・年金特別徴収対象者情報 5月 ・年金特別徴収処理停止通知の処理結果通知 年12回 ・年金特別徴収税額等変更通知の処理結果通知 年10回 ・年金特別徴収結果通知 年6回 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書 1月末 ・住登外課税通知 随時 <p>【他自治体より入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回送資料(給与支払報告書等) 随時 <p>【税務署より入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定資料(生命保険契約等の年金、一時金など) 8月 <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。 <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2及び地方税法第317条の6の条文、番号法の別表第二の第27号に規定されていることにより、個人番号を入手することが明示されている。
⑥使用目的 ※	課税対象者(住登外課税者含む)に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。
変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、生活福祉総務課、【子ども家庭部】すくすく支援課、子育て支援課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】システム管理課、【市民部】市民課、市民サービスセンター（フジグラン松山・いよてつ高島屋）、支所（三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島）、久谷支所 出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課、【総務部】人事課							
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<p>①課税資料受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄付金税額控除に係る申告特例通知に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・他自治体より個人番号が記載された地方税法第294条第3項通知（住登外課税通知）をeLTAXを通じて受け取り、個人住民税システムに登録する。 <p>②賦課決定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書に個人番号を記載する。（当面記載しない） ・給与特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）に個人番号を記載する。（平成30年度課税分以降、書面で送付する場合は当面記載しない） ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知（住登外課税通知）に個人番号を記載する。 <p>③賦課更正事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書に個人番号を記載する。（当面記載しない） ・給与特別徴収税額変更通知書（特別徴収義務者用）に個人番号を記載する。（平成30年度課税分以降、書面で送付する場合は当面記載しない） <p>④調査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する配偶者、扶養親族について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。 							
	情報の突合 ※	・上記項番①～④において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。							
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計は行わない。							
	権利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課決定・賦課更正							
⑨使用開始日		平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1	税システム等運用支援業務委託
①委託内容	・税務システムの運用支援業務。 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業。 ・委託する業務については、個人情報を適正に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	課税対象者及び被扶養者等(事業専従者含む)。
その妥当性	システムの保守、及び、法制度改正に伴う税務システムの改修等の際に、個人住民税システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (システム管理課内のサーバー室内にてシステムの直接操作、税務システム端末の直接操作)
⑤委託先名の確認方法	市民等から委託先名の問合せがあった場合は、松山市が回答する。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 愛媛支社
再委託 ⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
⑨再委託事項	税システム等運用支援業務委託
委託事項2～5	
委託事項2	松山市通知書等作成・封入・封緘業務委託
①委託内容	当初賦課決定後の課税通知書及び税額更正による変更通知書の発行及び発送
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	市民、市外在住の課税対象者
その妥当性	-
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

	対象となる本人の範囲 ※	地方税法その他の地方税に関する法律などにより、税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(申告者、その扶養親族、法定調書提出義務者、法定調書の対象となる金銭受領者等)
	その妥当性	審査サーバー及び国税連携データ受信サーバーを、委託利用型により利用しているため。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	市民等から委託先名の問合せがあった場合は、松山市が回答する。	
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合(再委託先は地方税共同機構の承認を得たeLTAXサポート事業者に限る)
	⑨再委託事項	当該委託内容の運用での現地対応及び問合せ対応
委託事項5		
地方税ポータルシステム(eLTAX)の運営管理		
①委託内容	・地方税の電子申告等に係るシステムの開発・運営に関する事業 ・個人住民税の公的年金からの特別徴収に係るシステムの開発・運営に関する事業 ・確定申告書等のデータ連携に係るシステムの開発・運営に関する事業 など	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	地方税法その他の地方税に関する法律などにより、税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(申告者、その扶養親族、法定調書提出義務者、法定調書の対象となる金銭受領者等)
	その妥当性	地方税法により設置された地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	地方税共同機構 eLTAXホームページ	
⑥委託先名	地方税共同機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	地方税共同機構の総会で提供される資料で地方税ポータルシステムの運営管理を委託している旨の報告がなされている。
	⑨再委託事項	地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。
委託事項6～10		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (29) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に掲げる各事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼の都度
提供先2～5	
提供先2	国税庁長官, 都道府県知事, 市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	個人住民税の申告書等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	随時

提供先3	国税庁長官, 都道府県知事, 市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	個人住民税の申告書等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	照会の都度
提供先4	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第2条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松山市に対して電子申告を行った者のうち、松山市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	随時
提供先5	他自治体の長(市区町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項
②提供先における用途	個人住民税賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税とした旨及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税とした者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	随時

移転先1		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(別紙2参照)																		
①法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項																		
②移転先における用途		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める事務																		
③移転する情報		個人住民税関係情報																		
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="3"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td><td></td></tr> </table>	<選択肢>			1) 1万人未満			2) 1万人以上10万人未満			3) 10万人以上100万人未満			4) 100万人以上1,000万人未満			5) 1,000万人以上		
<選択肢>																				
1) 1万人未満																				
2) 1万人以上10万人未満																				
3) 10万人以上100万人未満																				
4) 100万人以上1,000万人未満																				
5) 1,000万人以上																				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税課税対象者とその被扶養者等																		
⑥移転方法		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()																		
⑦時期・頻度		当初賦課決定及び更正決定時																		
6. 特定個人情報の保管・消去																				
①保管場所 ※		<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理をおこなっている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。																		
②保管期間	期間	<table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="3"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> <input type="checkbox"/> 10年以上20年未満	<選択肢>			1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない					
	<選択肢>																			
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																		
4) 3年	5) 4年	6) 5年																		
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																		
10) 定められていない																				
その妥当性	証明発行のため11年間(現年+10年)保管が必要。																			
③消去方法		<松山市の措置> 削除期間を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を消去する予定である。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出すことができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。																		
7. 備考																				
特になし																				

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 削除フラグ、14. 排他フラグ、15. 自治体識別コード、16. 課税年度、17. 宛名番号、18. 自治体コード、19. 履歴番号、20. 世帯番号、21. 続柄コード、22. 生年月日、23. 前年12月31日年齢、24. 本年1月1日年齢、25. 性別コード、26. 個人法人詳細区分、27. 個人基本種別コード、28. 個人基本廃止理由コード、29. 翌年廃止理由コード、30. 前年死亡フラグ、31. 外字フラグ、32. 通称名優先区分、33. 在留の資格コード、34. 在留期間開始日、35. 在留期間終了日、36. カナ氏名、37. 検索カナ氏名、38. 漢字氏名、39. カナ通称名、40. 漢字通称名、41. 市内市外区分、42. 市外住所コード、43. 住所自治体コード、44. 住所町名コード、45. 住所番地コード、46. 住所枝番コード、47. 住所小枝番コード、48. 住所枝番3コード、49. 住所番地編集区分、50. 住所、51. 方書、52. 宛名異動日、53. 宛名異動理由コード、54. 住民日、55. 住定日、56. 消除日、57. 納税者番号、58. 本籍地、59. 筆頭者名、60. 本人障害区分、61. 生活扶助区分、62. 個人基本寡戸区分、63. 個人基本勤学区分、64. 無申告調査結果コード、65. 無申告調査結果内容、66. 特記情報、67. 特記情報、68. 翌年申告書発送区分、69. 住登地登録フラグ、70. 生活扶助開始日、71. 生活扶助廃止日、72. 無申告調査コード、73. 住民税申告書通知日、74. 催告通知書通知日、75. 最終催告通知書通知日、76. 住登地市外住所コード、77. 住登地住所、78. 住登地方書、79. 基礎年金番号、80. 基礎年金番号付設レベル、81. 年金保険者番号、82. 年金コード、83. 予備領域、84. 扶養関連者区分、85. 扶養関連者種別コード、86. 扶養関連者宛名番号、87. 扶養関連者自治体コード、88. 扶養関連者状態区分、89. 扶養関連者異動事由コード、90. 否認理由コード、91. 専従者給与額、92. 指定番号、93. 収納指定番号、94. 関連指定番号、95. 総括表区分、96. 納入書区分、97. 媒体区分、98. 納期特例区分、99. 納期特例開始年月、100. 納期特例終了年月、101. 事業所廃止理由、102. 廃止年月日、103. 指定番号変更年月、104. 収納指定番号変更年月、105. 普徴事業所区分、106. 特徴税額通知書出力区分、107. 資料種別コード、108. 総括表資料番号、109. 月別人数6月、110. 月別人数7月、111. 月別人数8月、112. 月別人数9月、113. 月別人数10月、114. 月別人数11月、115. 月別人数12月、116. 月別人数1月、117. 月別人数2月、118. 月別人数3月、119. 月別人数4月、120. 月別人数5月、121. 月割額6月、122. 月割額7月、123. 月割額8月、124. 月割額9月、125. 月割額10月、126. 月割額11月、127. 月割額12月、128. 月割額1月、129. 月割額2月、130. 月割額3月、131. 月割額4月、132. 月割額5月、133. バッチ締めフラグ、134. 宛名履歴番号、135. 最終個人番号、136. 個人番号、137. 従業員状態区分、138. 異動日、139. 登録区コード、140. 資料番号、141. 資料廃止理由コード、142. 給報種別コード、143. 入力カナ氏名、144. 入力生年月日、145. 入力西暦生年月日、146. 入力性別コード、147. 宛名付設コード、148. 資料収入種別コード、149. 事業所家屋敷区分、150. 受給者番号、151. 控配区分、152. 扶養親族一特定、153. 扶養親族一同居老親、154. 扶養親族一老人、155. 扶養親族一他、156. 扶養障害一同居特障、157. 扶養障害一特別、158. 扶養障害一他、159. 夫あり区分、160. 未成年者区分、161. 老年者区分、162. 寡戸区分、163. 勤労学生区分、164. 均等割区分、165. 乙欄区分、166. 死亡退職区分、167. 災害者区分、168. 外国人区分、169. 就職退職区分、170. 就職退職年月日、171. 年調未済区分、172. 摘要欄、173. 配偶者氏名、174. 配偶者生年月日、175. 扶養親族、176. 扶養親族生年月日、177. 扶養親族控除額、178. 専従者氏名、179. 専従者生年月日、180. 年申青白区分、181. 専従配偶有無フラグ、182. 専従その他、183. 本人専従区分、184. 特例適用条文コード、185. 徴収希望コード、186. 別居の控配扶養親族フラグ、187. 事業税開廃業区分、188. 事業税開廃業年月日、189. 個人基本履歴番号、190. 併合結果徴収区分、191. 優先資料番号、192. 特徴優先資料番号、193. 資料併合済フラグ、194. 特定居住損区分、195. 資料連絡箋出力対象フラグ、196. 資料連絡箋出力理由コード、197. エラーメッセージID、198. 警告メッセージID、199. 租税条約区分、200. フラグ予備、201. 自動生成フラグ、202. オンバッチ区分、203. 所得控除件数、204. 住宅借入金等特別控除区分、205. 居住開始年月日、206. 連番、207. 所得控除コード(資料)、208. 所得控除額(資料)、209. 所得控除コード(賦課)、210. 所得控除額(賦課)、211. 徴収区分、212. 課税区分、213. 特定扶養、214. 内同居老親、215. 老人扶養、216. その他扶養、217. 同居特別障害、218. 特別障害、219. その他障害、220. 非課税コード、221. 所得割非課税措置フラグ、222. 優先資料種別コード、223. 更正事由コード、224. 更正補足コード、225. 更正事由強制メッセージ、226. 異動戻り先履歴番号、227. 減免理由コード、228. 減免区分、229. 減免割合、230. 異動年月日、231. 開始月期、232. 済月期、233. 事業所基本履歴番号、234. 事業所課税履歴番号、235. 特徴締めフラグ、236. 普徴締めフラグ、237. 所得割調整フラグ、238. 平均課税適用フラグ、239. 外国税額控除適用フラグ、240. 同居特障控配フラグ、241. 扶養関連者解除フラグ、242. 事業所家屋敷課税区分、243. 元老非該当フラグ、244. 充当該当フラグ、245. 年度間減額措置フラグ、246. 年金特徴対象フラグ、247. 申告書提出フラグ、248. 移行不整合フラグ、249. 移行前履歴番号、250. 月割額、251. 在籍指定番号、252. 在籍個人番号、253. 調定年度、254. 期割実績フラグ、255. 期割額、256. 登録年度、257. 異動届課税年度、258. 給与支払額、259. 社会保険料額、260. 退職金額、261. 勤続年数、262. 届出日、263. 賦課履歴番号、264. 特普区分、265. 確定フラグ、266. 期割充当額、267. 異動メモ内容、268. 通知書番号、269. 証明年度、270. 発行自治体コード、271. 支所コード、272. 証明書番号、273. 証明書区分、274. 使用目的区分、275. 宛先識別番号、276. 資料履歴番号、277. 送付通知書区分、278. 個人送達履歴コード、279. 異動区分、280. 通知書番号等、281. 出力履歴、282. 通知日、283. 事業所履歴番号、284. 従業員宛名番号、285. 事業所送達履歴コード、286. 扶養関連者賦課履歴番号、287. 扶養関連者資料種別コード、288. 扶養関連者資料番号、289. 扶養関連者資料履歴番号、290. 回数割実績フラグ、291. 回数割額、292. 年金特徴中止区分、293. 年金特徴済月、294. タイムスタンプ日付、295. タイムスタンプ時刻、296. 資料種別、297. CSVファイル名、298. XMLファイル名、299. 利用者識別番号、300. 余白、301. 郵便番号、302. カナ住所、303. 漢字住所、304. 年金保険者用整理番号、305. 状態区分、306. 対象者通知区分、307. 対象者通知受入処理日、308. 税額通知区分、309. 特徴依頼処理日、310. 特徴依頼処理結果区分、311. 特徴依頼処理結果受入処理日、312. 停止依頼区分、313. 停止依頼月、314. 停止依頼処理日、315. 停止依頼処理結果区分、316. 停止依頼結果受入処理日、317. 特徴処理結果区分、318. 異動事由、319. 受取方法、320. 通知先アドレス、321. 通知先アドレス更新日、322. 住宅借入金等特定取得区分、323. 申告特例状態区分、324. 医療費特例控除区分、325. 年金特徴管理更新フラグ、326. 年金特徴管理異動事由、327. 新年度用宛名番号、328. 税額変更等依頼区分、329. 税額変更等依頼処理日、330. 税額変更等依頼処理結果区分、331. 税額変更等依頼結果受入処理日、332. 停止年月、333. 年金額、334. 納税者個人番号、335. 納税者宛名番号、336. 納税者入力西暦生年月日、337. 納税者入力カナ氏名、338. 納税者入力氏名、339. 納税者個人番号確認区分、340. 給与支払者番号、341. 納税者住基CS問い合わせ区分、342. 納税者予備領域、343. 控除対象配偶者個人番号、344. 控除対象配偶者宛名番号、345. 控除対象配偶者入力西暦生年月日、346. 控除対象配偶者入力カナ氏名、347. 控除対象配偶者入力氏名、348. 控除対象配偶者個人番号確認区分、349. 控除対象配偶者予備領域、350. 扶養親族個人番号、351. 扶養親族宛名番号、352. 扶養親族入力西暦生年月日、353. 扶養親族入力カナ氏名、354. 扶養親族入力氏名、355. 扶養親族個人番号確認区分、356. 扶養親族予備領域、357. 専従者個人番号、358. 専従者宛名番号、359. 専従者入力西暦生年月日、360. 専従者入力カナ氏名、361. 専従者入力氏名、362. 専従者控除額、363. 専従者個人番号確認区分、364. 専従者予備領域、365. 番号体系、366. 統合宛名番号、367. 基幹系登録区分、368. 特定個人情報コード、369. データセット識別項目コード、370. データセットレコードのキー、371. 版番号、372. 親データセットレコードのキー、373. 確定時

点、374. 修正日時、375. 公開開始日、376. 公開終了日、377. 情報提供者部署コード、378. 情報提供者ユーザID、379. 総所得金額等、380. 合計所得金額、381. 総所得金額、382. 給与所得額、383. 給与収入額、384. 給与専従者収入額、385. 雑所得額総合、386. 公的年金等所得額、387. 公的年金等収入額、388. 公年以外総合課税、389. 事業所得額、390. 営業等所得額、391. 農業所得額、392. 特例肉用牛所得額、393. 不動産所得額、394. 利子所得額総合、395. 配当所得額総合、396. 譲渡所得額総合、397. 総合長期譲渡特控前、398. 総合長期譲渡特控額、399. 総合短期譲渡特控前、400. 総合短期譲渡特控額、401. 一時所得額総合、402. 山林所得額、403. 退職所得額総合、404. 譲渡所得額分離、405. 分離長期譲渡特控前、406. 分離長期譲渡特控額、407. 分離短期譲渡特控前、408. 分離短期譲渡特控額、409. 株式等譲渡所得額分離、410. 未公開株式等譲渡所得、411. 上場株式等譲渡所得、412. 上場株式等配当等分離、413. 先物取引雑所得分離、414. 繰越控除額、415. 純損失繰越控除額、416. 居財譲渡損失繰越控除額、417. 特居財譲渡損失繰越控除額、418. 上株等譲渡損失繰越控除額、419. 特株等譲渡損失繰越控除額、420. 先物決済損失繰越控除額、421. 雑損失繰越控除額、422. 雑損控除額、423. 医療費控除額、424. 小規模共済等掛金控除、425. 社会保険料控除額、426. 生命保険料控除額、427. 地震保険料控除額、428. 配偶者特別控除額、429. 配偶者控除等、430. 扶養控除、431. 一般、432. 特定、433. 老人、434. 同老、435. 16歳未満扶養者数、436. 障害者控除、437. 普障、438. 特障、439. 同特、440. 控除対象配偶者、441. 控除対象障害者、442. 控除対象寡フ、443. 控除対象勤労学生、444. 扶養控除対象、445. 16歳未満扶養親族、446. 専従者控除額、447. 所得控除合計額、448. 課税所得額課税標準額、449. 市町村住借金等特控額、450. 市町村寄付金控除、451. 市町村外国税控除額、452. 市町村配当控除額、453. 市町村所得割額、454. 市町村均等割額、455. 都道府県所得割額、456. 都道府県均等割額、457. 居住用損失額、458. 市町村所得割額減免前、459. 市町村均等割額減免前、460. 減免税額、461. 所得税確申提出有無、462. 住民税申告書提出有無、463. 連携対象区分、464. 確認区分、465. 変更区分、466. 市税額控除前所得割額、467. 市調整控除額、468. 市調整額、469. 市住借金特控額移譲前、470. 市寄附金控除額移譲前、471. 市配当割譲割控除額、472. 市所得割額移譲前、473. 住民登録外課税有無、474. 住登外者課税地自治体、475. 副本データ送信状態区分、476. 新年度媒体区分、477. 新年度受取方法、478. 新年度通知先アドレス、479. 新年度通知先アドレス更新日、480. 所得金額調整控除適用フラグ、481. 特定支出の額、482. 所得金額調整控除額、483. 分離長期一般特控前、484. 分離長期一般特控額、485. 分離長期特定所得額、486. 分離長期軽課特控前、487. 分離長期軽課特控額、488. 分離短期一般特控前、489. 分離短期一般特控額、490. 分離短期軽減特控前、491. 分離短期軽減特控額、492. 業務雑所得

(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	市町村長
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	市町村長
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
31	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

(別紙1) 番号別表第2に掲げる情報照会者

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
54	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
74	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
85 の 2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長

(別紙1) 番号別表第2に掲げる情報照会者

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特別業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先)

項番	移転先の用途	移転先(部)	移転先(課)
9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	健康づくり推進課
11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	障がい福祉課
16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	障がい福祉課 子育て支援課 保健予防課
18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	保健予防課
27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	理財部	市民税課 資産税課
31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都市整備部	住宅課
42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	国保・年金課
54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都市整備部	住宅課
57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	子育て支援課
61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	高齢福祉課
62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	高齢福祉課
63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	子育て支援課
64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	子育て支援課

(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先)

項番	移転先の用途	移転先(部)	移転先(課)
65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	子育て支援課
66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	障がい福祉課
67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	障がい福祉課
70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	健康づくり推進課
74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	総務部 保健福祉部	人事課 子育て支援課
85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都市整備部	住宅課
87	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	生活福祉総務課
94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	介護保険課
97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	保健予防課
108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	障がい福祉課 健康づくり推進課 保健予防課
116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健福祉部	保育・幼稚園課
独自利用	外国人の保護に関する事務	保健福祉部	生活福祉総務課
独自利用	ひとり親家庭医療費助成事務	保健福祉部	子育て支援課
独自利用	奨学資金貸付事務	教育委員会事務局	学校教育課

(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先)

項番	移転先の用途	移転先(部)	移転先(課)
独自利用	一時預かり事業	保健福祉部	保育・幼稚園課
独自利用	病児・病後児保育事業	保健福祉部	保育・幼稚園課

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムで入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・市区町村CSからの住基情報の入手は、事前に税務システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。 <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システムでは、申告等の手続きを行う者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行う者のみの申告等の受付を行うこととなる。 ・国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から松山市を送信先と設定した情報しか入手は行われない。 ※ 他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。 ・他市町村から松山市へ送信される情報には、提出先が松山市と記載されており、これにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。
---------------------------------	--

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムで入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、個人住民税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。 ・給与支払報告書、住民税申告書などの各種課税資料は、様式やデータレイアウトが定められているため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システムは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・国税連携システムは、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。
------------------------------------	---

<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
------------------	----------

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を税務システムに登録できる職員等は限定されている。 ・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするための生体認証(顔認証)を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを介し、審査サーバーでデータを入手する。 ・国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>住民又は個人事業主(その者の代理人含む。)からの申告等情報は、マイナンバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。</p> <p>(eLTAXからの入手分) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることで確認する。 ・旧一般社団法人地方税電子化協議会からの通知(平成29年12月14日付け、地電協第624号)に基づき、平成30年以降に提出される申告書等は、原則、番号法施行規則第2条第1項第5号に基づき、保有している特定個人情報ファイルで番号確認を行うか、番号法施行規則第3条第2号口に基づき、当該番号確認書類で番号確認を行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>住民又は個人事業主(その者の代理人含む。)からの申告等情報は、マイナンバーカード又は通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなどの提示(郵送申告の場合は、添付されたそれらの写し)、統合宛名システム等との照合により個人番号の真正性確認を行っている。</p> <p>(eLTAXからの入手分) 旧一般社団法人地方税電子化協議会からの通知(平成29年12月14日付け、地電協第624号)に基づき、平成30年以降に提出される申告書等は、原則、番号法施行規則第2条第1項第5号に基づき、保有している特定個人情報ファイル、又は番号法施行規則第3条第2号口に基づき、当該番号確認書類により個人番号の真正性確認を行っている。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している</p> <p>(eLTAXからの入手分) ・地方税法に基づいて松山市に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・税務基幹システムでは、これらの申告書、法定調書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用しているところである。 ・なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・市町村CSで確認した住基情報を個人住民税システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、個人住民税システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。</p> <p>(eLTAXからの入手分) ・特定個人情報の入手元である利用者からの入手は、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。 また、特定個人情報の入手元である年金保険者からの入手は、年金保険者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではDVD、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。 ・特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。 ・特定個人情報の入手元である他自治体からの入手は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)とLGWANを介し、国税連携システムを利用して入手している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするための生体認証(顔認証)を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・発行管理: 人事異動及び権限変更等があった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。 ・失効管理: 人事システムからのデータ提供を受け適宜更新している。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・権限表を作成している。 ・大規模な組織変更、人事異動があるときは、イベント処理としての事前検証を行う。 ・操作者の所属や担当業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、住民基本台帳システム等の操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ・ログの記録は5年間保存している。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により特定個人情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで自動判別し消去する。 ・特定個人情報と同様に、保管期間の過ぎたバックアップを、システムで自動判別し消去する。 <p>また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば松山市職員が現地調査することも可能とする。</p>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供を限定する。 ・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託を原則として禁止する。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 記録を残している <input type="checkbox"/> 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。また、一部の独自利用については対象者を限定し、その対象者の情報のみを紙ベースで提供する。</p> <p>・審査システムにおける厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報（特別徴収税額通知等）の提供を行う。なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、本市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>・地方税共同機構との連携では、審査システム（eLTAX）を利用して地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。</p> <p>・国税連携システムの国税庁及び他市町村との間の連携は、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報（扶養正情報等）の提供を行う。その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</p> <p>なお、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。</p> <p>・管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。</p> <p>・審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合は、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。</p> <p>・審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データは、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</p>	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。</p> <p>・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムの厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、松山市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>また、国税連携システムの、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①情報照会機能で情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアの措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアの措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアの措置></p> <p>①中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果は、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業所は、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムの運用の措置> ・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアの措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報は自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p><中間サーバーの運用の措置> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員が、どの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムの運用の措置> ・インターネットに接続されている情報系のシステムとは切り離されているため、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアの措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体はVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで流出・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者は、特定個人情報の業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用の措置> ・情報照会、情報提供の記録が保存される統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報が流出・紛失することを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><個人住民税システムの運用の措置> ・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアの措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアの措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携でのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>
--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理をおこなっている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><松山市の措置>・ウイルス対策ソフトの導入</p> <p>・不正プログラム対策 :コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理の手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</p> <p>・不正アクセス対策 :本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、一定期間保管する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	個人住民税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報(国税連携システム・eLTAXシステム等)に基づいて賦課修正を行い賦課情報を更新しているため、古い情報のまま保管され続けることはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	保存期間を経過した個人住民税情報ファイルを消去する仕組みとする。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><松山市の措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」について内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><松山市の措置> 監査 ・定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><松山市の措置> ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方 手数料額:写しの作成及び送付費用の実費相当額が必要 法:(作成費用の例:モノクロームA3サイズまで1面あたり10円))
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市・県民税(個人)課税事務に関する個人情報ファイル
公表場所	松山市ホームページ
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松山市 理財部 市民税課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6290)
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年10月16日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	松山市市民意見公募手続実施要綱に基づき、市民意見公募手続を行う。 市ホームページへ掲載、市民税課での閲覧又は配布、市民閲覧コーナー及び支所での閲覧により、意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和1年12月10日から令和2年1月17日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年1月29日
②方法	松山市文書法制審議会に対し、評価書の内容に関する諮問を行った。
③結果	<p>「特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断する」旨の答申を得た。</p> <p>【その他意見】</p> <p>実施機関には、リスクを最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について、更なる調査研究を重ね、必要な措置を講じて万全を期することを望む。</p>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 6 ②法令上の根拠		項番120を繰り上げ項番119に修正し項番85の2を追加	事後	番号法改正(別表第2)に伴う修正
平成28年8月26日	(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者		項番120を繰り上げ項番119に修正し項番85の2を追加	事後	番号法改正(別表第2)に伴う修正
平成28年8月26日	(別紙2) 番号法第9条第2項に基づく条例に定める予定の者(移転先)		項番85の2と独自利用(3件)を追加	事後	番号法改正(別表第2)に伴う修正及び独自利用分を追加
平成28年8月26日	II 3 ⑦使用の主体(使用部署)		【教育委員会事務局】学校教育課を追加	事後	独自利用分を追加
平成28年8月26日	II 4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	{○}その他(委託先が管理しているセキュリティの確保されたファイル送信サービス)	{ }その他() 削除	事後	ファイル送信サービスを利用しなくなったため削除
平成28年8月26日	II 5 提供・移転の有無	移転を行っている (24)件	移転を行っている (28)件	事後	(別紙2)の移転先の追加により修正
平成28年8月26日	V 1 ①請求先	松山市総務部行政情報課	松山市総務部文書法制課	事後	課名(名称)変更に伴う修正
平成28年8月26日	V 1 ④個人情報ファイル簿の公表	公表場所:本館6階行政情報課	公表場所:本館6階文書法制課	事後	課名(名称)変更に伴う修正
平成28年8月26日	I 5 法令上の根拠		松山市個人番号の利用に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項を追加	事後	条例制定に伴う修正
平成28年8月26日	I 7 ②所属長	課長 朝村 隆徳	課長 高木 祝二	事後	人事異動に伴う修正
平成28年8月26日	II 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	②賦課決定事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。 ③賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。	②賦課決定事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。(当面記載しない) ③賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。(当面記載しない)	事後	個人番号利用手続きの一部見直しに伴う修正
平成28年8月26日	II 4 委託事項4 ⑥委託先名	日本電気株式会社	NTTデータカスタマーサービス株式会社	事後	委託先の変更により修正
平成28年8月26日	II 5 移転先1 ⑥移転方法		{ ○ }紙を追加	事後	移転先の学校教育課の「奨学資金貸付事務」は紙で回答するため。
平成28年8月26日	III 5 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。	・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。また、一部の独自利用対象課については対象者を限定し、その対象者の情報のみを紙ベースで提供する。	事後	移転先の学校教育課の「奨学資金貸付事務」は紙で回答するため。
平成29年9月6日	I 5 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 6 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	II 4 委託事項2 ③委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	委託先の変更により修正
平成29年9月6日	II 4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		{○}その他(委託先が管理しているセキュリティの確保されたファイル送信サービス)を追加	事後	委託先の変更により修正
平成29年9月6日	II 4 委託事項2 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	株式会社コーユビジネス 松山営業所	事後	委託先の変更により修正
平成29年9月6日	II 5 移転先1	番号法第9条第2項に基づく条例に定める者(別紙2参照)	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(別紙2参照)	事後	
平成29年9月6日	II 5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定する予定。	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	Ⅱ 5 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく条例に定める事務。	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める事務	事後	
平成29年9月6日	(別紙2)	(別紙2) 番号法第9条第2項に基づく条例に定める予定の者(移転先)	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先)	事後	
平成31年1月31日	I (別添1)事務の内容 封入封緘事業者から住民への⑨税額通知(普通徴収)流れの部分	「特定個人情報」を取扱う矢印の表記	「その他の情報」を取扱う矢印の表記に修正	事後	誤記載の修正
平成31年1月31日	I (別添1)事務の内容	統合宛名システム「連携サーバー」から他課システム(福祉・介護等)への⑩の流れの表記	個人住民税システムの個人住民税情報ファイルから他課システム(福祉・介護等)の流れの表記⑩賦課情報に変更	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	I (別添1)事務の内容 ⑪294条3項通知の部分	個人住民税システム「個人住民税情報ファイル」から他自治体への⑪294条3項追加の流れの表記	⑪294条3項通知の流れに国税連携システム(eLTAx)経由の流れの表記を追加	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	I (別添1)事務の内容 ⑫課税(所得)証明書の表記の部分	個人住民税システム「個人住民税ファイル」から住民への⑫課税(所得)証明書の流れの表記	⑫課税(所得)証明書の流れを窓口分とコンビニ交付分に区分し、コンビニ交付分の流れの表記を追加	事前	コンビニ交付開始(平成30年10月1日)に伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	I (別添1)事務の内容 統合宛名システム「連携サーバー」と提供先「中間サーバー」間の流れの部分	矢印上の表記「情報の照会・提供」	矢印上の表記を「⑬情報の照会・提供」に修正	事後	誤記載の修正
平成31年1月31日	I (備考) (別添1)事務の内容	⑦松山市に住居登録がない者を住基ネットCSで住基情報を取得する。	⑦松山市に住居登録がない者の住基情報を住基ネットCSで取得する。	事後	誤記載の修正
平成31年1月31日	I (備考) (別添1)事務の内容	⑧課税額決定後、税額通知データを出力する。	⑧課税額決定後、税額通知データを出力し、封入封緘事業者へ提供するとともに、審査システム(eLTAx)に送信する。(封入封緘事業者へ提供する税額通知データは課税年度によっては特定個人情報ではない。)	事前	平成29年度での運用見直し及び制度改正に伴う記載事項の修正
平成31年1月31日	I (備考) (別添1)事務の内容	⑨出力した税額通知データを封入封緘事業者へ提供し、住民等へ税額通知等を行う。また、eLTAxシステムより年金支払者に通知する。	⑨住民、給与支払者へ税額通知等を行う。また、eLTAxシステムより年金支払者に通知する。(給与支払者へ通知する税額通知は課税年度によっては特定個人情報ではない。)	事前	平成29年度での運用見直し及び制度改正に伴う記載事項の修正
平成31年1月31日	I (備考) (別添1)事務の内容	⑩決定・通知された賦課情報を直接または、連携サーバー経由により他課システム等へ連携(移転または提供)する。	⑩決定・通知された賦課情報を連携サーバー、他課システム等へ連携(移転または提供)する。	事後	誤記載の修正
平成31年1月31日	I (備考) (別添1)事務の内容	⑪松山市で住外課税した場合、住民登録のある自治体へ地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。	⑪松山市で住外課税した場合、住民登録のある自治体へ地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。(平成29年度課税分からはeLTAxでの送受信も行う。)	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	I (備考) (別添1)事務の内容	⑫納税義務者からの請求に応じ課税(所得)証明書を発行する。	⑫納税義務者からの請求に応じ課税(所得)証明書を発行する。(平成30年10月1日からコンビニ交付(交付制限あり)開始)	事前	コンビニ交付開始(平成30年10月1日)に伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	Ⅱ 2 ③対象となる本人の範囲	賦課期日現在(1月1日)に、松山市に住居登録がある者及び住民登録は無いが居住実態がある者及び被扶養者。	賦課期日現在(1月1日)に、松山市に住居登録がある者及び住民登録は無いが居住実態がある者及び被扶養者。また、松山市に給与支払報告書を提出する個人事業主	事後	平成29年度での対象範囲の見直しに伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	Ⅱ 2 ④記録される項目 全ての記録項目		別添2に次の事項を追加 319. 受取方法、320. 通知先アドレス、321. 通知先アドレス更新日、322. 住宅借入金等特定取得区分、323. 申告特例状態区分、324. 医療費特例除税区分、325. 年金特徴管理更新フラグ、326. 年金特徴管理異動事由、327. 新年度用宛名番号、328. 税額変更等依頼区分、329. 税額変更等依頼処理日、330. 税額変更等依頼処理結果区分、331. 税額変更等依頼結果受入処理日、332. 停止年月、333. 年金額、334. 納税者個人番号、335. 納税者宛名番号、336. 納税者入力西暦生年月日、337. 納税者入力カナ氏名、338. 納税者入力氏名、339. 納税者個人番号確認区分、340. 給与支払者番号、341. 納税者住基CS問い合わせ区分、342. 納税者予備領域、343. 控除対象配偶者個人番号、344. 控除対象配偶者宛名番号、345. 控除対象配偶者入力西暦生年月日、346. 控除対象配偶者入力カナ氏名、347. 控除対象配偶者入力氏名、348. 控除対象配偶者個人番号確認区分、349. 控除対象配偶者予備領域、350. 扶養親族個人番号、351. 扶養親族宛名番号、352. 扶養親族入力西暦生年月日、353. 扶養親族入力カナ氏名、354. 扶養親族入力氏名、355. 扶養親族個人番号確認区分、356. 扶養親族予備領域、357. 専従者個人番号、358. 専従者宛名番号、359. 専従者入力西暦生年月日、360. 専従者入力カナ氏名、361. 専従者入力氏名、362. 専従者控除額、363. 専従者個人番号確認区分、364. 専従者予備領域、365. 番号体系、366. 統合宛名番号、367. 基幹系登録区分、368. 特定個人情報コード、369. データセット識別項目コード、370. データセットレコードのキー	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記録項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	II 2 ④記録される項目 全ての記録項目		別添2に次の事項を追加 371. 版番号、372. 親データセットレコードのキー、373. 確定時点、374. 修正日時、375. 公開開始日、376. 公開終了日、377. 情報提供者部署コード、378. 情報提供者ユーザID、379. 総所得金額等、380. 合計所得金額、381. 総所得金額、382. 給与所得額、383. 給与収入額、384. 給与専従者収入額、385. 雑所得額総合、386. 公的年金等所得額、387. 公的年金等収入額、388. 公年以外総合課税、389. 事業所得額、390. 営業等所得額、391. 農業所得額、392. 特例肉用牛所得額、393. 不動産所得額、394. 利子所得額総合、395. 配当所得額総合、396. 譲渡所得額総合、397. 総合長期譲渡特控前、398. 総合長期譲渡特控額、399. 総合短期譲渡特控前、400. 総合短期譲渡特控額、401. 一時所得額総合、402. 山林所得額、403. 退職所得額総合、404. 譲渡所得額分離、405. 分離長期譲渡特控前、406. 分離長期譲渡特控額、407. 分離短期譲渡特控前、408. 分離短期譲渡特控額、409. 株式等譲渡所得額分離、410. 未公開株式等譲渡所得、411. 上場株式等譲渡所得、412. 上場株式等配当分離、413. 先物取引雑所得分離、414. 繰越控除額、415. 純損失繰越控除額、416. 居財譲渡損失繰控額、417. 特居財譲渡損失繰控額、418. 上株等譲渡損失繰控額、419. 特殊等譲渡損失繰控額、420. 先物決済損失繰控除額	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記録項目の追加
平成31年1月31日	II 2 ④記録される項目 全ての記録項目		別添2に次の事項を追加 421. 雑損失繰越控除額、422. 雑損控除額、423. 医療費控除額、424. 小規模共済等掛金控除、425. 社会保険料控除額、426. 生命保険料控除額、427. 地震保険料控除額、428. 配偶者特別控除額、429. 配偶者控除等、430. 扶養控除、431. 一般、432. 特定、433. 老人、434. 同老、435. 16歳未満扶養者数、436. 障害者控除、437. 普障、438. 特障、439. 同特、440. 控除対象配偶者、441. 控除対象障害者、442. 控除対象寡婦、443. 控除対象勤労学生、444. 扶養控除対象、445. 16歳未満扶養親族、446. 専従者控除額、447. 所得控除合計額、448. 課税所得額課税標準額、449. 市町村住借金等特控額、450. 市町村寄付金控除、451. 市町村外国税控除額、452. 市町村配当控除額、453. 市町村所得割額、454. 市町村均等割額、455. 都道府県所得割額、456. 都道府県均等割額、457. 居住用損失額、458. 市町村所得割額減免前、459. 市町村均等割額減免前、460. 減免税額、461. 所得税確申提出有無、462. 住民税申告書提出有無、463. 連携対象区分、464. 確認区分、465. 変更区分	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記録項目の追加
平成31年1月31日	II 2 ④記録される項目 全ての記録項目		別添2に次の事項を追加 466. 市税額控除前所得割額、467. 市調整控除額、468. 市調整額、469. 市住借金特控額移譲前、470. 市寄附金控除額移譲前、471. 市配当割譲渡割控除額、472. 市所得割額移譲前、473. 住民登録外課税有無、474. 住登外者課税地自治体、475. 副本データ送信状態区分	事前	平成29年度での情報提供ネットワークシステム副本改版に伴う記録項目の追加
平成31年1月31日	II 3 ③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書、住民税申告書の受け付けごと(毎年1月～4月頃にかけて複数回入手)	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書の受け付けごと(毎年1月～4月頃にかけて複数回入手、随時受付もあり) ・納税管理人申告書(随時) ・給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(随時)	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	II 3 ③入手の時期・頻度	【eLTAXより入手】 ・特別徴収税額通知の処理結果通知 9月 ・年金特別徴収対象者情報 5月 ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知 年12回 ・特別徴収結果通知 年6回	【eLTAXより入手】 ・給与支払報告書 随時 ・公的年金等支払報告書 随時 ・確定申告書、更正の請求、修正申告書 随時 ・法定資料(報酬、配当など) 5月 ・特別徴収税額通知の処理結果通知 9月 ・年金特別徴収対象者情報 5月 ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知 年12回 ・特別徴収税額等変更通知の処理結果通知 年9回 ・特別徴収結果通知 年6回 【他自治体より入手】 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書 ・回送資料(給与支払報告書等) 【税務署より入手】 ・法定資料(生命保険契約等の年金、一時金など) 8月	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	II 3 ⑦使用の主体 使用部署	【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、子育て支援課、生活福祉総務課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】電子行政課、【市民部】市民課、市民サービスセンター（松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋）支所（三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島）、久谷支所出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課	【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、子育て支援課、生活福祉総務課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】電子行政課、【市民部】市民課、市民サービスセンター（松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋）支所（三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島）、久谷支所出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課、【総務部】人事課	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	II 3 ⑧使用方法	②賦課決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断材料として利用する。 ・納税通知書に個人番号を記載する。（当面記載しない） ③賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。（当面記載しない）	②賦課決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断材料として利用する。 ・納税通知書に個人番号を記載する。（当面記載しない） ・給与特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）に個人番号を記載する。 （平成30年度課税分以降、書面により送付する場合は当面記載しない） ③賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。（当面記載しない） ・給与特別徴収税額変更通知書（特別徴収義務者用）に個人番号を記載する。 （平成30年度課税分以降、書面により送付する場合は当面記載しない）	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	II 4 委託事項4 ⑥委託先名	NTTデータカスタマサービス株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	事後	委託先の変更
平成31年1月31日	II 4 委託事項4 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	委託契約内容の見直しによる記載事項の変更
平成31年1月31日	II 4 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合（再委託先は一般社団法人地方税電子化協議会の承認を得たeLTAXサポート事業者に限る）	事後	委託契約内容の見直しによる記載事項の変更
平成31年1月31日	II 4 委託事項4 ⑨再委託事項	記載なし	当該委託内容の運用における現地対応及び問合せ対応	事後	委託契約内容の見直しによる記載事項の変更
平成31年1月31日	III 2 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、個人住民税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、個人住民税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。 ・給与支払報告書、住民税申告書などの各種課税資料は、様式やデータレイアウトが定められているため、必要な情報以外を入手することはない。	事後	平成29年度での運用見直しに伴う記載事項の追加
平成31年1月31日	III 2 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書などの提示や基本4情報の聞き取りにより本人確認を行う。 ・住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。 (eLTAXからの入手分) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第4条（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、松山市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	住民又は個人事業主（その者の代理人含む。）からの申告等情報は、マイナンバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示（郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等）で本人確認を行う。 (eLTAXからの入手分) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第4条（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書で確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。 ・一般社団法人地方税電子化協議会からの通知（平成29年12月14日付け、地電協第624号）に基づき、平成30年以降に提出される申告書等は、原則、番号法施行規則第3条第1項第5号に基づき、保有している特定個人情報ファイルで番号確認を行うか、番号法施行規則第4条第2号ロに基づき、当該番号確認書類で番号確認を行う。なお、平成31年以降に提出される申告書等の番号確認は、今後一般社団法人地方税電子化協議会から通知される方法で行う予定である。	事後	平成29年度の国（一般社団法人地方税電子化協議会）での運用見直しに伴う記載事項の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	Ⅲ2 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書 の提示や窓口での聞き取りに基づき、統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて松山市の課税対象者と合致するかを確認している。 (eLTXからの入手分) ・番号法施行規則第4条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、松山市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	住民又は個人事業主(その者の代理人含む。)からの申告等情報は、マイナンバーカード又は通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなどの提示(郵送申告の場合は、添付されたそれらの写し)、統合宛名システム等との照合で個人番号の真正性確認を行っている。 (eLTXからの入手分) 一般社団法人地方税電子化協議会からの通知(平成29年12月14日付け、地電協第624号)に基づき、平成30年以降に提出される申告書等は、原則、番号法施行規則第3条第1項第5号に基づき、保有している特定個人情報ファイル、又は番号法施行規則第4条第2号ロに基づき、当該番号確認書類で個人番号の真正性確認を行っている。なお、平成31年以降に提出される申告書等は、今後一般社団法人地方税電子化協議会から通知される方法で個人番号の真正性確認を行う予定である。	事後	平成29年度の国(一般社団法人地方税電子化協議会)での運用見直しに伴う記載事項の修正
令和2年3月19日	I 1 ②事務の内容	2. 課税資料受付 (3) 公的年金支払報告書の受付(紙、eLTX) 年金保険者から提出された公的年金支払報告書を受け付ける。	2. 課税資料受付 (3) 公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTX) 年金保険者から提出された公的年金等支払報告書を受け付ける。	事後	誤記載による修正
令和2年3月19日	I 1 ②事務の内容	5. 調査事務 ※控除対象配偶者	5. 調査事務 ※配偶者	事後	地方税法改正に伴う修正
令和2年3月19日	I 2 システム4 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	I 2 システム4 ②システムの機能		次の文を追加する。 ③地方税ポータルセンタ(eLTX)を通じて住 登外課税通知データ等を他の地方団体との間 で送付及び受領する。	事後	平成30年度の運用見直しに 伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I 2 システム6 ②システムの機能	・地方税ポータルシステム「eLTX」は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムであり、対象税目を順次追加している。 ・このシステムでは、個人住民税等の申告、法定調書の提出、各種申請届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。また、年金保険者とは、DVDを介して手続を行っている。 ・松山市にeLTXで申告された給与支払報告書等データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システムが受領する。 ・審査システムには、給与・公的年金等の支払をする者から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する等の機能がある。	・地方税ポータルシステム「eLTX」は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に旧地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムであり、対象税目を順次追加している。 ・このシステムでは、個人住民税等の申告、法定調書の提出、各種申請届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・松山市にeLTXで申告された給与支払報告書等データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システムが受領する。 ・審査システムには、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTX)を通じて、給与所得者及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する等の機能がある。 ・松山市は、eLTXで申告された給与支払報告書等データの本人確認用のため、蓄積している特定個人情報ファイル審査システム(eLTX)を通じて地方税ポータルセンタ(eLTX)へ送付する。 ・地方税ポータルセンタ(eLTX)を通じて寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他の地方団体との間で送付及び受領する。	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正及び誤記載による修正並びに平成30年度での運用見直しに伴う記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I 6 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を修正
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容	年金保険者から審査システム(eLTAX)への事務の流れの表記中「②申告情報(電子)(年金支払報告書)」	年金保険者から審査システム(eLTAX)への事務の流れの表記中「②申告情報(電子)(公的年金等支払報告書)」	事後	誤記載による修正
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容	年金保険者からパンチ事業者(※職員)への事務の流れの表記中「②申告情報(紙)(年金支払報告書)」	年金保険者からパンチ事業者(※職員)への事務の流れの表記中「②申告情報(紙)(公的年金等支払報告書)」	事後	誤記載による修正
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		他自治体から審査システム(eLTAX)への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「②申告特例通知」の表記を追加	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容	封入封緘事業者から住民へのその他の情報の流れ表記中「⑨税額通知」	封入封緘事業者から住民へのその他の情報の流れ表記中「⑨税額通知(紙)」	事後	記載事項の補足追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容	封入封緘事業者から給与支払者への特定個人情報の流れ表記中「⑨税額通知」	封入封緘事業者から給与支払者への特定個人情報の流れ表記中「⑨税額通知(紙)」	事後	記載事項の補足追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		個人住民税システムから給与支払者及び審査システム(eLTAX)から給与支払者への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「⑨税額通知(電子)(給与特徴)」の表記を記載	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		個人住民税システムにおける個人住民税情報ファイルから審査システム(eLTAX)への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「⑭特定個人情報ファイル(本人確認用)」の表記を記載	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		個人住民税システムから国税連携システム(eLTAX)への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「⑮税務署通知データ」の表記を記載	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		国税連携システム(eLTAX)から国税庁への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「⑮税務署通知データ」の表記を記載	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I(備考) (別添1)事務の内容	⑨住民、給与支払者へ税額通知等を行う。また、eLTAXシステムより年金支払者に通知する。(給与支払者へ通知する税額通知は課税年度によっては特定個人情報ではない。)	⑨住民、給与支払者及び年金支払者へ税額通知を行う。	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の修正
令和2年3月19日	I(備考) (別添1)事務の内容		次の文を追加する。 ⑭松山市において蓄積している個人情報ファイル(本人確認用)を審査システム(eLTAX)に格納する。	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I(備考) (別添1)事務の内容		次の文を追加する。 ⑮税務署通知データを、国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁へ送付する。	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	II 3 ③入手の時期・頻度	<p>【eLTAxより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書 随時 ・公的年金等支払報告書 随時 ・確定申告書、更正の請求、修正申告書 随時 ・法定資料(報酬、配当など) 5月 ・特別徴収税額通知の処理結果通知 9月 ・年金特別徴収対象者情報 5月 ・年金特別徴収処理停止通知の処理結果通知 年12回 ・年金特別徴収税額等変更通知の処理結果通知 年10回 ・年金特別徴収結果通知 年6回 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書 1月末 ・住登外課税通知 随時 <p>【他自治体より入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回送資料(給与支払報告書等) 随時 	<p>【eLTAxより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書 随時 ・公的年金等支払報告書 随時 ・確定申告書、更正の請求、修正申告書 随時 ・法定資料(報酬、配当など) 5月 ・年金特別徴収税額通知の処理結果通知 9月 ・年金特別徴収対象者情報 5月 ・年金特別徴収処理停止通知の処理結果通知 年12回 ・年金特別徴収税額等変更通知の処理結果通知 年10回 ・年金特別徴収結果通知 年6回 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書 1月末 ・住登外課税通知 随時 <p>【他自治体より入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回送資料(給与支払報告書等) 随時 	事後	誤記載による修正及び入手の時期の追加並びに運用見直しに伴う記載事項の追加・修正
令和2年3月19日	II 3 ⑦使用の主体 使用部署	電子行政課	ICT戦略課	事後	課名の変更による修正
令和2年3月19日	II 3 ⑧使用方法	<p>①課税資料受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 	<p>①課税資料受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・他自治体より個人番号が記載された地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)をeLTAxを通じて受け取り、個人住民税システムに登録する。 	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加・削除
令和2年3月19日	II 3 ⑧使用方法	<p>②賦課決定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断材料として利用する。 ・納税通知書に個人番号を記載する。(当記載しない) ・給与特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する。(平成30年度課税分以降、書面で送付する場合は当記載しない) 	<p>②賦課決定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書に個人番号を記載する。(当記載しない) ・給与特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する。(平成30年度課税分以降、書面で送付する場合は当記載しない) ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 	事後	誤記載による修正及び運用見直しに伴う記載事項の追加・削除
令和2年3月19日	II 3 ⑧使用方法	<p>④調査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 	<p>④調査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する配偶者、扶養親族について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 	事後	地方税法改正による記載事項の修正
令和2年3月19日	II 3 ⑧使用方法 情報の突合※	<ul style="list-style-type: none"> ・上記項番①～④において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上記項番②の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記項番①～④において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 	事後	誤記載による削除
令和2年3月19日	II 4 委託事項1 ④委託内容先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子行政課	ICT戦略課	事後	課名の変更による修正
令和2年3月19日	II 4 委託事項3 ①委託内容	年金支払報告書	公的年金等支払報告書	事後	誤記載による修正
令和2年3月19日	II 4 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	II 4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	総務省の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会	地方税法により設置された地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	II 4 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	II 4 委託事項5 ⑥委託先名	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	II 4 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	II 4 委託事項5 ⑨再委託事項	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	II 5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(28)件[]行っていない	[○]提供を行っている(60)件 [○]移転を行っている(29)件[]行っていない	事後	法令改正による件数の修正
令和2年3月19日	II 5 提供先4		提供先4 地方税共同機構	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先4 ①法令上の根拠		番号法施行規則第3条第1項第5号	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先4 ②提供先における用途		納税者から提出された申告書等データの本人確認のため	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先4 ③提供する情報		個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		松山市に対して電子申告を行った者のうち、松山市にて本人確認を行った者	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先4 ⑥提供方法		[○]その他 (eLTAX)	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先4 ⑦時期・頻度		随時	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先5		他自治体の長(市区町村)	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先5 ①法令上の根拠		地方税法第294条第3項	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先5 ②提供先における用途		個人住民税賦課決定に利用するため	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先5 ③提供する情報		住登外課税とした旨及び住所、氏名等	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先5 ④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人未満]	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先5 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		住登外課税とした者	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先5 ⑥提供方法		[○]その他 (eLTAX)	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 5 提供先5 ⑦時期・頻度		随時	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		476. 新年度媒体区分、477. 新年度受取方法、478. 新年度通知先アドレス、479. 新年度通知先アドレス更新日	事後	運用見直しに伴う記録項目の追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番		20	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 情報照会者		市町村長	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 事務		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 特定個人情報		地方税関係、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 情報提供者		市町村長	事後	法改正による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番		53	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 情報照会者		市町村長	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 事務		知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 特定個人情報		地方税関係、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 情報提供者		市町村長	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番		117	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 情報照会者		厚生労働大臣	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 事務		年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 特定個人情報		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 情報提供者		市町村長	事後	法改正による追加
令和2年3月19日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番	119	120	事後	法改正による修正
令和2年3月19日	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先) 項番		独自利用	事後	条例改正による追加
令和2年3月19日	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先) 移転先の用途		一時預かり事業	事後	条例改正による追加
令和2年3月19日	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先) 移転先(部)		保健福祉部	事後	条例改正による追加
令和2年3月19日	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先) 移転先(課)		保育・幼稚園課	事後	条例改正による追加
令和2年3月19日	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先) 項番		独自利用	事後	条例改正による追加
令和2年3月19日	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先) 移転先の用途		病児・病後児保育事業	事後	条例改正による追加
令和2年3月19日	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先) 移転先(部)		保健福祉部	事後	条例改正による追加
令和2年3月19日	(別紙2)松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項に定める者(移転先) 移転先(課)		保育・幼稚園課	事後	条例改正による追加
令和2年3月19日	Ⅲ2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		・他市町村から松山市へ送信される情報には、提出先が松山市と記載されており、これにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	Ⅲ2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	一般社団法人地方税電子化協議会	旧一般社団法人地方税電子化協議会	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	Ⅲ2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	一般社団法人地方税電子化協議会	旧一般社団法人地方税電子化協議会	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	Ⅲ2 リスク4 リスクに対する措置の内容		次の文を追加する。 ・特定個人情報の入手元である他自治体からの入手は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)とLGWANを介し、国税連携システムを利用して入手している。	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正
令和2年3月19日	Ⅲ5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<p>・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携時のログ、アクセスログ、収受面システムのタイムスタンプにより確認できる。また、一部の独自利用については対象者を限定し、その対象者の情報のみを紙ベースで提供する。</p> <p>・審査システムは、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は一般社団法人地方税との間の連携は、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。</p> <p>なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、本市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>・国税連携システムの国税庁及び他市町村との間の連携は、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。</p> <p>その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</p> <p>なお、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	<p>・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携時のログ、アクセスログ、収受面システムのタイムスタンプにより確認できる。また、一部の独自利用については対象者を限定し、その対象者の情報のみを紙ベースで提供する。</p> <p>・審査システムにおける厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。</p> <p>なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、本市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>・地方税共同機構との連携では、審査システム(eLTAX)を利用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。・国税連携システムの国税庁及び他市町村との間の連携は、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	事後	平成31年4月1日付組織の移行による修正および運用見直しに伴う記載事項の修正
令和2年3月19日	Ⅲ5 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>なお、審査システムの厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、松山市と厚生労働大臣等及び地方税共同機構とはLGWAN、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	<p>なお、審査システムの厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、松山市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	事後	運用見直しに伴う記載事項の修正・追加
令和3年11月11日	I 2 システム4 ②システムの機能	<p>・国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合情報ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</p>	<p>・国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</p>	事後	誤記載の修正
令和3年11月11日	I 2 システム5 ②システムの機能	<p>①eLTAX審査クライアントから取得した確定申告書データ(e-Taxの国税連携データ)を取込み、個人住民税システム用にデータ変換を行う。</p>	<p>①国税連携システムから取得した確定申告書データ(e-Taxの国税連携データ)を取込み、個人住民税システム用にデータ変換を行う。</p>	事後	誤記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	I 6 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85)の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85)の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を修正
令和3年11月11日	II 2 ④記録される項目 全ての記録項目		480. 所得金額調整控除適用フラグ、481. 特定支出の額、482. 所得金額調整控除額、483. 分離長期一般特控前、484. 分離長期一般特控額、485. 分離長期特定所得額、486. 分離長期経課特控前、487. 分離長期経課特控額、488. 分離短期一般特控前、489. 分離短期一般特控額、490. 分離短期軽減特控前、491. 分離短期軽減特控額	事後	番号制度データ標準レイアウト改版に伴う記録項目の追加
令和3年11月14日	II 3 ⑦使用者の主体 使用部署	【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、子育て支援課、生活福祉総務課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】ICT戦略課、【市民部】市民課、市民サービスセンター(松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課、【総務部】人事課	【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、子育て支援課、生活福祉総務課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】ICT戦略課、【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課、【総務部】人事課	事後	使用部署の一部削除
令和3年11月11日	II 4 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 松山支店	富士通Japan株式会社 愛媛支社	事後	社名変更に伴う修正
令和3年11月11日	II 5 提供先1 ①法令の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	法令上の根拠を修正
令和3年11月11日	II 5 提供先2 ①法令の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令上の根拠を修正
令和3年11月11日	II 5 提供先3 ①法令の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法令上の根拠を修正
令和3年11月11日	II 5 提供先4 ①法令の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号	番号法施行規則第2条第1項第5号	事後	法令上の根拠を修正
令和3年11月11日	II 6 ②保管期間 その妥当性	地方税法第17条の5により、7年間保管が必要。ただし、データ削除後の6年間は、課税台帳システムでデータ保管して証明発行する。そのデータは、特定個人情報には該当しないデータである。	証明発行のため11年間(現年+10年)保管が必要。	事後	誤記載の修正
令和3年11月11日	II 6 ③消去方法	<松山市の措置> 消去後5年間を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を消去する予定である。	<松山市の措置> 消去期間を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を消去する予定である。	事後	誤記載の修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番8 事務	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番8 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番11 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番26 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番87 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番97 特定個人情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番106 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番107 特定個人情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番108 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番116 事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者 項番116 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正
令和3年11月11日	Ⅲ 2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	住民又は個人事業主(その者の代理人含む。)からの申告等情報は、マイナンバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。 (eLTAXからの入手分) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることで確認する。 ・旧一般社団法人地方税電子化協議会からの通知(平成29年12月14日付け、地電協第624号)に基づき、平成30年以降に提出される申告書等は、原則、番号法施行規則第3条第1項第5号に基づき、保有している特定個人情報ファイルで番号確認を行うか、番号法施行規則第4条第2号口に基づき、当該番号確認書類で番号確認を行う。	住民又は個人事業主(その者の代理人含む。)からの申告等情報は、マイナンバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。 (eLTAXからの入手分) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることで確認する。 ・旧一般社団法人地方税電子化協議会からの通知(平成29年12月14日付け、地電協第624号)に基づき、平成30年以降に提出される申告書等は、原則、番号法施行規則第2条第1項第5号に基づき、保有している特定個人情報ファイルで番号確認を行うか、番号法施行規則第3条第2号口に基づき、当該番号確認書類で番号確認を行う。	事後	法令上の根拠を修正
令和3年11月11日	Ⅲ 2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	住民又は個人事業主(その者の代理人含む。)からの申告等情報は、マイナンバーカード又は通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなどの提示(郵送申告の場合は、添付されたそれらの写し)、統合宛名システム等との照合により個人番号の真正性確認を行っている。 (eLTAXからの入手分) 旧一般社団法人地方税電子化協議会からの通知(平成29年12月14日付け、地電協第624号)に基づき、平成30年以降に提出される申告書等は、原則、番号法施行規則第3条第1項第5号に基づき、保有している特定個人情報ファイル、又は番号法施行規則第4条第2号口に基づき、当該番号確認書類により個人番号の真正性確認を行っている。	住民又は個人事業主(その者の代理人含む。)からの申告等情報は、マイナンバーカード又は通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなどの提示(郵送申告の場合は、添付されたそれらの写し)、統合宛名システム等との照合により個人番号の真正性確認を行っている。 (eLTAXからの入手分) 旧一般社団法人地方税電子化協議会からの通知(平成29年12月14日付け、地電協第624号)に基づき、平成30年以降に提出される申告書等は、原則、番号法施行規則第2条第1項第5号に基づき、保有している特定個人情報ファイル、又は番号法施行規則第3条第2号口に基づき、当該番号確認書類により個人番号の真正性確認を行っている。	事後	法令上の根拠を修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅲ 5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<p>・審査システムにおける厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。</p> <p>なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、本市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>・地方税共同機構との連携では、審査システム(eLTAX)を利用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</p> <p>・国税連携システムの国税庁及び他市町村との間の連携は、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。</p> <p>その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</p> <p>なお、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	<p>・審査システムにおける厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。</p> <p>なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、本市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>・地方税共同機構との連携では、審査システム(eLTAX)を利用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</p> <p>・国税連携システムの国税庁及び他市町村との間の連携は、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。</p> <p>その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</p> <p>なお、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	事後	法令上の根拠を修正
令和3年11月11日	Ⅲ 6 リスク1 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①情報照会機能で情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①情報照会機能で情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	法令上の根拠を修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ 3 ⑦使用者の主体 使用部署	<p>【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、子育て支援課、生活福祉総務課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】ICT戦略課、【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和氣・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課、【総務部】人事課</p>	<p>【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、子育て支援課、生活福祉総務課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】システム管理課、【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和氣・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課、【総務部】人事課</p>	事後	課名の変更による修正
令和4年11月11日	Ⅱ 4 委託事項1 ④委託内容先への特定個人情報ファイルの提供方法	ICT戦略課	システム管理課	事後	課名の変更による修正
令和4年11月11日	(別紙1)番号法別表第2に掲げる情報照会者		項番121を追加	事後	法改正による追加
令和4年11月11日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		業務雑所得	事後	法改正による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月11日	I 6 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令上の根拠を追加
令和4年11月11日	II 3 リスク2 具体的な管理方法	カード認証	生体認証(顔認証)	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和5年11月13日	I 6 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4、第60条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令上の根拠を追加
令和5年11月13日	II 3 ⑦使用者の主体 使用部署	<p>【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、子育て支援課、生活福祉総務課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】システム管理課、【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課、【総務部】人事課</p>	<p>【保健福祉部】国保・年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保健予防課、健康づくり推進課、生活福祉総務課、【こども家庭部】すくすく支援課、子育て支援課、保育・幼稚園課、【都市整備部】住宅課、【理財部】納税課、資産税課、【総合政策部】システム管理課、【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所、【教育委員会事務局】学校教育課、【総務部】人事課</p>	事後	組織改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	Ⅲ5 リスク1 特例個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。また、一部の独自利用については対象者を限定し、その対象者の情報のみを紙ベースで提供する。 ・審査システムにおける厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。 なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、本市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・地方税共同機構との連携では、審査システム(eLTA)Xを利用して地方税ポータルセンタ(eLTA)Xへ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTA)Xに記録される。 ・国税連携システムの国税庁及び他市町村との間の連携は、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。 その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 なお、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御し 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。また、一部の独自利用については対象者を限定し、その対象者の情報のみを紙ベースで提供する。 ・審査システムにおける厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。 なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、本市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・地方税共同機構との連携では、審査システム(eLTA)Xを利用して地方税ポータルセンタ(eLTA)Xへ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTA)Xに記録される。 ・国税連携システムの国税庁及び他市町村との間の連携は、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。 その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 なお、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御し 	事後	法令上の根拠を修正
令和5年11月13日	Ⅲ5 リスク1 特例個人情報の提供・移転に関するルールルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。 ・審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合は、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データは、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。 ・審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合は、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データは、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	事後	法令上の根拠を修正
令和5年11月13日	Ⅲ5 リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。 ・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 なお、審査システムの厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、松山市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 また、国税連携システムの、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。 ・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 なお、審査システムの厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者又は地方税共同機構との間の連携は、松山市と厚生労働大臣等とはLGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線、地方税共同機構とはLGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 また、国税連携システムの、国税庁及び他市町村との間の連携は、松山市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	事後	法令上の根拠を修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	Ⅲ5 リスク3 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク リスクに対する措置の 内容	<p>・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。</p> <p>・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。</p> <p>・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムで厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、松山市と厚生労働大臣等とはLGWAN、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>また、国税連携システムでの国税庁及び他市町村との間の連携は、本市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p>	<p>・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。</p> <p>・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。</p> <p>・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムで厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携は、松山市と厚生労働大臣等とはLGWAN、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>また、国税連携システムでの国税庁及び他市町村との間の連携は、本市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p>	事後	法令上の根拠を修正
令和5年11月13日	V1 ②請求方法	松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	法令上の根拠を修正
令和5年11月13日	V1 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	法改正による変更
令和5年11月13日	V1 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	※「個人情報取扱事務届出簿」を公表している。事務名は「市・県民税課税事務」である。	市・県民税(個人)課税事務に関する個人情報ファイル	事後	法改正による変更
令和5年11月13日	V1 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	松山市役所本館1階市民閲覧コーナー及び本館6階文書法制課	松山市ホームページ	事後	法改正による変更